

## 第1回八千代市市民活動協議会 議事録

会議名：第1回八千代市市民活動協議会

日時：令和4年10月26日（水） 午前9時30分から11時40分まで

会場：八千代市役所別館2階 第1・2会議室

議題：市民活動支援内容の見直しについて

出席者：

### 【委員】

鎌田委員（会長）（千葉工業大学教授），桑波田委員（八千代市ほたるの里づくり実行委員会），木川委員代理坂本様（NPO 法人 ACOBA），野見山委員（市民委員），井上委員（市民委員），増田委員（市民委員），轟委員代理阿部様（千葉県県民生活課），新井委員（八千代市社会福祉協議会）

### 【事務局】

（コミュニティ推進課）

増田課長，木下主査，河城主査補，糟谷主任主事

公開・非公開：公開

傍聴者：0名

議事：以下のとおり

—総務部長挨拶—

—八千代市市民活動協議会設置目的等の説明—

—委員紹介—

—副会長の指名—

### 【事務局】

それでは次第4の副会長の指名に移ります。

副会長の指名につきましては，八千代市市民活動協議会設置要綱第4条第2項の規定により，会長が指名することとなっておりますので，本協議会の会長である鎌田委員に指名をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

### 【会長】

はい。

改めまして皆様よろしく願いいたします。

会長を務めさせていただきます。

早速ですが，副会長は，市内でいろいろ大変ご活躍いただいております委員を指名させていただきたいと思います。

桑波田委員いかがでしょうか。

**【桑波田委員】**

よろしく申し上げます。

**【会長】**

ありがとうございます。

副会長が決まりましたので事務局にお返しします。

**【事務局】**

ありがとうございました。

それでは次第5の議題に入る前に、本日の会議の公開・非公開について申し上げます。

八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条各号の非公開議案に該当していませんので公開といたします。

次に、会議のルールとして、委員の皆様が発言される場合は、挙手をした上で、議長である鎌田会長の承認を得た上で、ご発言いただくようお願いいたします。

—議題 市民活動支援内容の見直しについて—

**【事務局】**

それでは次第5の議題に移りたいと思います。

ここからの議事進行は議長であります鎌田会長をお願いいたします。

**【会長】**

はい。

それでは、会議に入りたいと思います。よろしくようお願いいたします。

ただいまより、第1回八千代市市民活動協議会を開会いたします。

本日の出席状況は、代理の方を含めまして、8名全員がご出席されております。

八千代市市民活動協議会設置要綱第5条第2項の規定による半数以上の出席となりますので、本日の会議は成立いたしております。

それでは、議題に入ります。

本日の議題は、市民活動支援内容の見直しについてとなります。

それでは事務局お願いいたします。

**【事務局】**

はい。それでは、議題の説明をさせていただきます。

お手元に（資料1）「議題」「市民活動支援内容の見直しについて」をご用意ください。

早速ではありますが、まず、1ページをめくっていただき2ページ目ですが、これから様々説明させていただく前に、「市民活動」という言葉を聞いたことがある方もいらっしゃるかもしれません。3ページにお進みください。資料に記載してあるとおり、市民活動とは、自主的・自立的で営利を目的とせず、社会に貢献する公益活動であって、かつ継続的に行われる活動を言います。市民活動を行う団体は一般的にNPO、日本語訳しますと、非営利団体とも呼ばれ、NPOの活動内容、つまり市民活動の内容によって段階が区分されます。4ページ目にお進みください。4ページ目は市民活動の区分イメージについて示してあります。大まかに3つの区分で示しておりますが、この区分分けするにあたっての着目点として、ピラミッド左側に表示している、「公益性の強さ」により、区分分けを行っております。まず、ピラミッドの一番下の「個人趣味的活動」ですが、わ

かりやすいイメージでいうと、健康増進を目的とした、運動などが挙げられます。次にピラミッドの下から2番目の「ボランティア活動」ですが、わかりやすいイメージでいうと、清掃活動などが挙げられます。最後にピラミッドの一番上の「市との協働活動」ですが、これは、市が持つ計画と整合性を図った上で、市と市民活動団体が一緒になり、地域課題を含めた社会的課題の解決を図る活動となり、端的に言えば、市民への波及効果がより高い活動となります。以上が、市民活動を大まかに区分した場合の区分分けとなりますが、ピラミッドで示すとおり、市民活動と呼ばれる活動は、非常に広義的(こうぎてき)な概念であることをご理解いただくと幸いです。続きまして、5ページに進んで、市が市民活動を支援する理由について説明させていただきます。6ページにお進みください。市が市民活動を支援する理由につきましては、市民ニーズが多様化しており、市だけで住みやすいまちを作っていくのが難しい状況となっていることが挙げられます。そのため、市民活動団体の自主的・自立的な活動により、地域の課題やニーズが解決されていくことを目指し、市民活動団体が力を発揮できるよう支援を行っています。わかりやすいイメージで言いますと、自治会の活動は委員の皆様もイメージが湧くと思いますが、例えば自治会で高齢者のゴミ出しを手伝うといったことは、もしかしたら行っている地域もあるかもしれませんが、基本的にはなかなか対応が難しいと思います。そのような中で市民活動団体の力を使った場合の事例について、見ていきたいと思えます。6ページの下半分の事例イメージをご覧ください。他市の事例を参考に先ほど申し上げた高齢者のゴミ出し支援が必要という事例イメージを挙げてみました。高齢者がゴミを出せないとなると、最終的には市が業者に委託して、ゴミ出し支援を行うこととなりますが、その場合委託内容は必要最低限のごみ出し支援だけということとなります。一方で、下段の市民活動団体の力を活かす場合では、地域で活動を行っている市民活動団体に対し、補助金を交付することで、ゴミ出し支援委託の内容にプラスして、顔見知りの間柄を活かして、高齢者の安否確認や健康確認をできるメリットが生まれます。また、もう1つの事例イメージとして八千代市はバラが有名ですが、このバラを日常的に植えたり、管理することは、中々市だけではうまくいかない現状があります。そのような中で、市民活動団体が細かい管理を行うことでバラの成長に繋がり、もって、市のイメージアップに繋がる事例が想定されます。このような事例が多くなることで、住みやすいまちを作っていく上で重要となってくることから、市は市民活動を支援しています。なお、今の事例についてはあくまでイメージとなりますので御理解のほどお願いいたします。続きまして、7ページの具体的な市民活動支援内容について説明させていただきます。8ページにお進みください。市民活動の支援内容は大きく分けて2つあります。まず、市民活動サポートセンターについて説明させていただきます。9ページにお進みください。市民活動サポートセンターにつきましては、先ほど申し上げた市民活動を支援することを目的に設置された施設となります。具体的な役割としては、市民活動団体と市民活動を始めたい市民や困りごとを抱えている市民と団体を繋げる、いわゆるマッチングを行う役割が挙げられますが、現状中々うまくいっていない状況でございます。そのため、後で説明しますが、本来の役割を発揮するため、社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターと統合する予定となったところでございます。この会議では、統合後の業務をより良くするため、様々な意見を頂戴したいと考えております。なお、市民活動サポートセンターにはコピー機等の設備や打合せスペースの提供等を通じて、市民活動を容易に行える環境を整える役割もあります。市民活動サポートセンターが設置された時期につきましては一番初めに市内にありますフルガーデン八千代というショッピングモール内に平成14年12月7日に開所されまして、その後、現在の場所であるゆりのき台地区に移転された経緯があります。10ページにお進みください。現在の市民活動サポートセンターの場所ですが、八千代中央駅から徒歩で約15分の位置にあります。また、住宅街と工場に囲われており、目立ちにくい場所に立地しております。11ページにお進みください。市民活動サポートセンターにある設備についてですが、1階にはコピー機やパソコン等を設置しており、2階には会議室を用意しております。12ページには、写真を差し込んだも

のを用意しております。続きまして、13 ページにお進みください。市民活動サポートセンターの人員配置について説明させていただきます。市民活動団体サポートセンターには、相談員がシフトに基づき基本的に1名が常駐しており、主に施設の維持管理の業務等に従事しております。14 ページにお進みください。市民活動サポートセンターの現状と課題について説明させていただきます。まず1点目として、施設稼働率が低いという現状が挙げられます。施設稼働率が伸びない原因としては、様々な要因が考えられますが、根本的な問題として駐車可能台数が7台しかなく、利便性が悪いことが考えられます。2点目として、印刷目的のみの利用が多いことが現状として挙げられます。冒頭で申し上げたとおり、市民活動サポートセンターの本来の役割はマッチング業務を進めることですが、市民の方の認識として市民活動サポートセンターは「コピーをする所」、言い換えると「コピーセンター」として認識されてしまっています。このことの弊害として、1年に1回総会の前だけ印刷しにくる自治会関連の方も多くいらっしゃり、市民活動の支援として効果的な支援策であるのか再考する必要が生じております。3点目として、スタッフの主な業務がセンターの管理業務となってしまう現状があります。本来の目的であるマッチング業務を進めるためには、市民ニーズの把握と市民活動団体の情報量を多く把握していることが求められ、そのためには一定程度の経験値が必要となりますが、現在は施設の維持管理を優先せざるを得ず、そのためのスタッフ配置を優先せざるを得ない状態となっております。続きまして15 ページにお進みください。先ほど申し上げた現状や課題と内容が似ておりますが、外部機関からの指摘等として、2点挙がっております。まず1点目として、専門性のある人を配置していないことを監査にて指摘されております。2点目として利便性が悪いことを議員等にしてされております。これらの課題に対する解決方向性につきましては、16 ページにまとめておりますのでお進みください。まず課題の1点目の施設の稼働率が低いことにつきましては、駐車場が広く公共交通の利便性も高い施設を探す方向性としてしました。2点目の印刷目的の利用が多いことにつきましては、本来の目的であるマッチング業務を最優先と考え、既に類似の業務を行っている機関を探す方向性としてしました。3点目のスタッフの主な業務がセンターの管理業務となってしまうことにつきましては、市民活動サポートセンターの本来業務であるマッチング業務を行うためには、市民活動に関する知識だけでなく、地域のニーズにも精通している必要があるため、外部機関への委託等を検討する方向性としてしました。最終的な決定内容につきましては、18 ページで説明させていただきますが、その前に八千代市の公共施設の在り方をまとめた八千代市公共施設等個別施設計画について説明させていただきます。17 ページをご覧ください。17 ページには八千代市公共施設等個別施設計画の簡単な概要について載せております。要約すると、この計画は公共施設等の改修費用の捻出が難しくなっている中でどう公共サービスを継続していくかを施設ごとにまとめたものになります。それでは18 ページにお進みください。18 ページには、先ほどの課題の解決方向性を踏まえて、決定した内容について載せております。市民活動サポートセンターにつきましては、先ほど申し上げた八千代市公共施設等個別施設計画で将来的な施設の在り方として「他施設への機能移転等」という方向性として整理され、そのこと踏まえ、市内部の八千代市公共施設再配置等推進委員会に諮った結果、市民活動サポートセンターと八千代市社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターを統合し、仮称ではありますが、「八千代市ボランティア・市民活動サポートセンター」を設置する予定となったところでございます。ボランティアセンターと統合することに至った理由につきましては、市民活動サポートセンターの本来業務であるマッチング業務と類似した業務を既に行っていること等を踏まえ判断いたしました。また、ボランティアセンターは市役所隣にある福祉センターの中に入っておりますので、駐車場の確保という面からも利便性向上に繋がると判断し統合する予定といたしたところでございます。なお、統合を進めるにあたっては、ボランティアセンターを設置している社会福祉協議会との正式な合意が必要となりますので、そちらについては新井委員に御協力いただいた上で鋭意調整を進めていく予定でございます。最後に19 ページに今口頭で申し上げたこと

を図示しておりますので参考にさせていただければ幸いです。市民活動支援内容の見直しに係る市民活動サポートセンターの統合に関しての説明は以上となり、今後の新しいセンターをより活性化させるため委員の方々からご意見をいただければと思います。事務局からは以上です。

【会長】

はい。

ありがとうございます。なお、今事務局からご説明がありました内容につきましては、八千代市社会福祉協議会が、直接的に関わってくる内容ともなりますので、新井委員には、公平性のある協議を保つ観点から、ご発言はお控えいただくようよろしく願いいたします。

【新井委員】

はい。

【会長】

それではただいまのご説明は少しボリュームがたくさんありましたが、わからないところ、確認したいところどこからでも結構ですのでご発言ください。

はい。野見山委員お願いします。

【野見山委員】

今現在どのぐらいの人数でやられていて、どう運営しているのでしょうか。

【会長】

はい、事務局お願いします。

【事務局】

お答えします。現状市民活動サポートセンターにつきましては、会計年度任用職員という職員が1年の契約で基本的に1名が常駐しております。

施設の運営につきましては、開館時間ですけれども月曜日と木曜日が休館日で、土曜日以外が9時から17時まで、土曜日は午後1時から9時まで開所しております。シフト制でやっておりまして7名の職員がおりますが、基本的には1名が勤務している形態になっております。

【会長】

はい、野見山委員。

【野見山委員】

統合されるとなると、人員や配置等は変わるのでしょうか。

【会長】

事務局お願いします。

【事務局】

はい、今後社会福祉協議会との協議になるんですけれども、現状で今ボランティアセンターというものを社会福祉協議会が運営されておまして、そこを機能を統合するというようなイメージになりますので、そこに今いる職員で対応するのか新たに採用するのかといった事項については今後詰めていく予定です。

【会長】

はい、野見山委員。

【野見山委員】

多分私たち民間人からすると、目的等に対して、リーダー的な人がいて引っ張るイメージですが、これだと1年間の短期的な委託みたいな感じがして、効果が上がらないのではないかと思います。この場合だと、社会福祉協議会の人がリーダーになって年度の目標を立てて引っ張っていく構図にしないと統合しても変わらないのではないかと思います。

【会長】

はい。ありがとうございます。県もいろいろ知見をお持ちだと思いますので、阿部さんお願いします。

【轟委員代理阿部様】

千葉県庁県民生活課の阿部と申します。一般的に言えば、施設を統合すれば合理化には期待できるとは思っています。機能を統合しているケースというのは、例えば習志野市とか東金市とか山武市とかもやっていると思うのでそういった事例とかを情報収集するのもいいのかなと思っています。あとはマッチング機能充実を目指すとおっしゃっていますが、社会福祉協議会は福祉分野に非常に強いと思うのですが、そうではない分野をどうフォローしていくのか。環境系ですとか。あとやはり信頼関係ですよね。まちづくりをやる時電話よりは、何度も顔を合わせて、信頼関係ができて初めて物事が好転していくと思いますので、そこら辺も重要になってくると思っています。以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

桑波田委員もいろいろ知見があると思うのでお話聞かせてください。

【桑波田委員】

はい。私は市民活動サポートセンターの立ち上げに関わらせていただきました。今事務局の方から今までの経緯を聞いて、センター独自の課題もあったなというふうに再認識しています。ただ今後このような形で、統合というのと協働というのと、そこら辺の言葉のニュアンスを整理しておかないと市民側に伝わりにくいのではないかと思います。市民には統合した後の機能がどうなってどう運営していくかっていうところが今一番問いたいところなのではないかと思っています。今県の方からもお話があったように、やはり市民活動サポートセンターも設置してからもう約20年も経って、今までの積み重ねがあると思うんですよね。その積み重ねのところ、よいまちづくりをしようというNPO本来の自由で、規制されないけれども、公益性を持つってところで、積み上げてきたノウハウを今度、ボランティアセンターと市民活動サポートセンターの中に、ハードな面だけでなくソフトの面で、生かしていただきたいなと思います。そこがきっと詰めるべきところだし、具体的に、どなたがどのように関わっていくのか、それも専門性のある職員がいるってことも、とても大切ですし、それをまた支える市民側がいないと、市民団体がなかなかついていかなくなると思います。所管ってというのは、どうなるのでしょうか。

【会長】

事務局お願いします。

**【事務局】**

はい。まず行政の施設としての市民活動サポートセンターを廃止した上で統合いたします。イメージでいいますと、共同で運営するようなイメージで今協議中としております。誤解を生むかもしれませんが、全く市の方で関わりがなくなるというよりも、社会福祉協議会と市で運営してくような形を取りたいと考えております。

**【会長】**

はい、桑波田委員。

**【桑波田委員】**

指定管理者とかいうのはとてもわかりやすいのですが、統合でやっていく時の、関わり方っていうのがとても大きくなるんだなと思いましたので、そこが市民団体側にもわかるようにした方が良くと思います。

あと私は環境の方で動いていますが、団体の中には文化歴史の方のチームもありますし、子育てのチームもありますので、今まで社会福祉協議会がやってきた部分に新たに市民活動サポートセンターが持っていったところが加わって、垣根を作らないで、いい形で重なり合っていくということが最初は大変かなと思うんですけども、頑張っていたきたいなと思います。そこが見えれば、印刷屋さんではないサポートセンターになるのではないかと思います。以上です。

**【会長】**

はい、ありがとうございます。

色々意見が出ましたが、大体意見交換の幅っていうか、雰囲気はおわかりいただけましたでしょうか。

行政は企業とは違って、効率的な合併っていう視点だけではなかなかうまくいかないところもあると思うのですが、改めて野見山委員その辺はいかがでしょうか。

**【野見山委員】**

そうですね。民間であると年度ごとで実績を求められるので、なかなかぼやっとした感じだなと思います。市民の方に理解を求めるのであればどういうマッチングをしたとか、こういう結果がやられたとか、活動内容とか、そのような報告は行った方が、サポートセンターの意義というか、市民に浸透していくと思います。そもそも市民活動サポートセンターがあったことも知らないで、なかなか私たちとしてはどうなのかなというところは感じております。

**【会長】**

はい。ありがとうございます。

はい、坂本さん。

**【木川委員代理坂本様】**

議題の中で、サポートセンターのことと、それから市民活動団体支援金のお話二つあると思うのですが、サポートセンターは、支援金の選定とかに関わられるということなんでしょうか。

**【会長】**

はい、事務局お願いします。

**【事務局】**

支援金についてはコミュニティ推進課の方で事務を執り行っております。

**【会長】**

はい、坂本さん。

**【木川委員代理坂本様】**

ありがとうございます。

資料の中で市民活動の区分イメージとしてピラミッドがあると思いますが、一番上のところにある市との協働活動をする団体を中心に考えてらっしゃると思うんですが、そういった団体がどの程度いるのかということと、それと、なかなか協働で事業を行える団体が少ないのではないかなと思うのですが、そういう意味では、団体を掘り起こす、あるいは育成するとか、そのような切り口も必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

**【会長】**

事務局お願いします。

**【事務局】**

はい。現状では桑波田委員が所属しているほたるの里づくり実行委員会であったり、駅前で植栽活動をしている団体であったりが該当するかと思います。市民の方々の要望も多様化してきめ細やかな地域課題の解決等を行うには市民活動団体との協働っていうもので進めていかないとなかなか立ち行かなくなっていくような状況になっておりますので、団体の育成についても検討していかなければならないと考えております。

**【会長】**

はい。桑波田委員。

**【桑波田委員】**

協働という形が、表に見えるところと、やはり市民団体は自発的によいまちづくりということで、例えば、子育ての方とか環境系の人とか、あと文化歴史の方とか地域の方とかと連携していくので、表に見えないところでも、市がサポートしきれない面をカバーしているのもかなり大きいと思うんですね。どうしても大きな動きになったときには、見える形であるんですけども、それだけではないと思うので、そこのところをマッチングっていう形で、繋いでいかれた方が、よりよくなると感じます。市民活動サポートセンターの前からの課題で、市民活動サポートセンターがどこにあるとか、活動自体を知らないとか、そういう意見は本当に聞いてきましたが、市民活動サポートセンターというのがあるんだっていうことを知ってもらおうという動きも長年やってきていると思います。そこについても気を配ってもらえたらと思います。当初関わった者としてはこの市民活動サポートセンターのあり方は、当時とても画期的だったと私的には思っていて、福祉の部分も環境の部分も子育ての部分も文化の部分も一緒になって、対等でやっていく、そういう仕組みを作ったのは、当時はまだ珍しかったところです。市民活動サポートセンターまつりとかでPRを続けてきましたが、市民の方にはやはり見えにくいんだなと思いました。なんかそういう地道なところはやっぱり消しちゃいけないなと思いましたので付け加えさせていただきます。



【会長】

ありがとうございました。  
これまでの果実もあるということですよ。  
そういうのもぜひ生かしながら進めていただきたいと思います。  
市民公募委員の井上委員と増田委員にもぜひ、お話を聞かせてください。

【井上委員】

井上です。前提を教えてくださいなのですが、4ページ目の三角形の図で、市の協働活動とボランティア活動の境目は、どこにあるのでしょうか。

【会長】

多分皆さん理解が違うと思いますので、具体例を示すよう事務局をお願いします。

【事務局】

はい。境目はやはり非常に難しく、先ほど申し上げたとおりボランティア活動でいえば、ぱっと思いつくのは、地域での清掃活動だと思います。協働活動は、その清掃活動に合わせて市がバラのまちをつくりたいという意向がある中で、清掃プラスバラの植栽をしてもらうようなイメージになるかだと思います。境目は非常に人によってその解釈が分かれると思います。団体側から見ればこれは市との協働事業だと思ってても市から見れば、団体が自主的にやってることと認識していたり、そのような掛け違いみたいなところも現実発生しておりますので、そこら辺は対話等を通じて、信頼関係とかというものを作っていく必要があるのであるのかなっていうのは、思っているところです。

【会長】

はい、井上委員。

【井上委員】

例えば、子供会や、自治会はボランティア活動になるのでしょうか。

【会長】

事務局をお願いします。

【事務局】

広く言えばボランティア活動に区分されると思います。道路の管理とかも、道路に草が生えてたら本来は市の管理なので、対応するべきだとは思いますが、その地域のことをきめ細かくやっぱりできない現状があるので、それは町会・自治会という地域で生活する人にやってもらった方が、より住みやすい町になるだろうということで、ボランティア活動をやっていることを認識しています。しかし、ボランティア活動に区分されるけれども見る人によっては、自治会の活動自体がそのエリアだけの利益のためにやってる活動として見ちゃう人もいるのかもしれない。しかし、こちらとしてはボランティア活動ということで、前向きにはとらえています。

【会長】

はい。井上委員。

**【井上委員】**

それであれば、ボランティア活動の方が市民の中には根づいていると思います。私も、このサポートセンターの活動はこの資料を見て初めて知りました。

日々生活していく中で、自治会の取り組みや、子育てのところの活動のほうが、やむを得ず参加している部分もあるとは思いますが、馴染みがあると思っています。

あともう少し具体的な例があると助かります。

**【会長】**

たくさんあると思うのですが、時間にも限りがありますので増田さんのご意見を伺って、そのあと、全体で話を進めていただきたいと思います。

増田委員お願いします。

**【増田委員】**

はい。増田です。

そもそも論なんですけど、市民活動団体はそれがすべて自治会の方なのかとか、もしくは本当にボランティアで団体ができているのかっていうことと、地域によって、団体があるのかっていうことも全然知らなかったです。マッチング業務っていうのをどういうシステムでやられてるのかなとも思います。例えば、やって欲しい方達がサポートセンターにこういうことをして欲しいという申請をしてくるのか、もしくはやりたい、何かをやってみんなでやりたいって人がサポートセンターに来るのか。またはネットとかで全部配信して今こういうのを募集しますとか、そういう広めた感じがあるのか、それともわざわざ行かなきゃ駄目なのか。あと例えばその団体同士で月に1度とかこういうことをやりたいとかやっていますとかという報告会とかがあるのかなとか、疑問が多く湧いています。話がまだついていけてなくて申し訳ありません。そもそも論がわからなくて、ネットで募集しておいて、例えば月1回この日にやれる方たちが来てくださいますとか、申し込んでくださいますってやっとならば、こういうのは別にスタッフが常駐してる必要もないんじゃないかなって思いました。

**【会長】**

ありがとうございます。

事務局にお返しするのもそうですけど、知見がある阿部さんにちょっと整理していただいたら、市の方も、少し話が進みやすいかなと思いますがいかがでしょうか。

**【轟委員代理阿部様】**

県の考えが入るかもしれませんがご了承ください。まず、ボランティアというのは個人の方を想定しています。ここでいう三角形のピラミッドの真ん中あたりのボランティアっていうのは、そういう意味なのではないでしょうか。いろいろなボランティア活動やってる人たちそのものです。それがもう少し発展すると、個人では動ききれないので団体を作らないといけなくなる。団体を作るともって、倍の活動ができることになる。そうなるって規約をつくったりとか、組織としてしっかりしてくることになります。それが三角形のピラミッドの頂点だと思います。NPO 法人という法人格を持つと、やはり組織としてしっかりお金の管理等ができていることなるためピラミッドの頂点になると思います。まずは、そういう構成があると思っていただきたいと思います。

その様な中で、日頃活動いただいていることが、なかなか表立って見えてこないことが県でも

課題になっています。いかに掘り起こしをして活動を知ってもらい、参加してもらうかを考えております。

市民活動はあくまで自主的な活動です。その自主的な活動を広めて、メンバーを増やして、広めてもらうにも、やはり好みとか、いろいろあります。出入りに自由さがあるのが市民活動と呼ばれるものです。町内会であれば町内の人しか入れなかつたりですとか、子供会も同じく小学校区エリアの人しか入れない。そういったものは狭域活動として市民活動とは一線を画すと考えております。ちなみに八千代市さんの中では、新川周辺の桜関係の活動であつたりですとか、ちばコラボ大賞で緑が丘クリーンプロジェクトさんが受賞していたりですとか、活発に活動されていると認識しています。

先程少し触れましたが、活動を掘り起こす時に必要なのがマッチングです。活動を知っていただき、新しいメンバーに入ってもらうことが重要だと考えております。そのためには人が動き、いろんな人たちをつなぎ合わせることも重要です。例えば IT 系の団体とマッチングすれば団体の活動の幅がすごく広がると思います。それをどうしていくのかがこの市民活動サポートセンターのミッションであると思います。

**【会長】**

はい、ありがとうございます。  
増田委員どうぞ。

**【増田委員】**

要するにこのサポートセンターに出入りする人っていうのは、個人ではないということでしょうか。それとも個人も含めて、やっぱり登録制みたいな感じなのでしょうか。

**【会長】**

はい、事務局お願いします。

**【事務局】**

市民活動に関することをやりたいっていう個人であろうが団体であろうがそういった方は、利用自体はできます。

市の方としてもどういった団体がいるのかっていうことは把握しなければならぬため今現在では約 105 団体を登録団体として登録しております。登録団体の定義としては営利を目的としない活動で、社会に貢献する活動で自主的に行っている団体であつて、規約があるかといった諸々の要件を満たした団体を登録しています。

**【会長】**

はい、桑波田委員。

**【桑波田委員】**

資料の協働活動っていうのが、市側が思っている方向にやっつていこうっていうのと、逆に市民側がやっつている活動で、市も一緒に行えば、効果が出るものもあると思うので、すべてが市側が思っている協働活動だけでなく、どちらも主体になりうるように考えた方が良いのかなと思います。市民側からのボトムアップの形もあると思います。

**【会長】**

はい。ありがとうございます。

このページはなかなか難しいですね。

これだけでも4時間、5時間で語り切れない部分があると思うのですが、ぜひ、こういうことは非常に基本的なところかと思しますので市民に向けた情報発信という観点でなさった方がいいかなと思います。市民委員のそもそも論の意見を大事にしていったらいいかなと思います。時間のこともありますので、次の内容に進んだ後、再度全体でご議論できればと思います。それでは事務局は議題の説明の続きを行ってください。

#### 【事務局】

はい。それでは先程の資料に戻っていただき、21ページの具体的な市民活動支援内容の2番目にある市民活動団体支援金について説明させていただきます。22ページにお進みください。まず市民活動団体支援金の概要について説明させていただきます。市民活動団体支援金は概要①に記載しているとおり、市民活動団体の活動に対し補助金を交付する制度となっております。補助金の上限額は事業費の1/2又は40万円のいずれか低い方を上限としております。補助金の額は選択届出数によって決まることとなっております。選択届出というのは、概要②に記載のとおり18歳以上の市民が支援したい団体を選択し、その選択数を多く得られた団体が補助金を多くもらえるという仕組みです。なお、22ページの右側に選択届出方法の手順を載せましたので併せて御確認ください。なお、この補助金制度につきましては、後で詳しくご説明しますが、様々な課題が生じていることから、制度を見直すことで市内部で決定しております。この会議では新しい制度の審査に関する事項を中心にご意見を頂戴できればと思いますのでよろしくお願いたします。23ページにお進みください。このページは選択届出書をピックアップして載せさせていただきました。選択届出書の上段には支援したい団体の番号を書く欄、中段に届出者の個人情報に記載する欄、下段に事務局の処理欄を設けております。この中で問題となっておりますが、中段にある届出者の個人情報を記載する部分になりまして、本来間違えるはずのない自分自身の住所間違いや名前のフリガナの間違い、さらには生年月日の間違いが多発しており、本人とは別の第3者が本人になりすまして記載を行っていることが疑われる状況となっております。このことを踏まえた支援金制度全体の課題については、次のページにまとめてありますので、24ページにお進みください。制度全体の課題は4点ございます。まず1点目として、市役所の業務について検査を行う監査委員から選択届出の事務処理に膨大な時間を要している状況を改善することを念頭においた制度自体の抜本的な見直しを行うよう指摘されております。2点目として、先ほど説明させていただいたとおり、選択届出における不正と疑われる投票が多発しており、また、団体からの投票依頼を不快に感じる市民も出てきております。3点目として、団体メンバーの利益を主とした所謂、趣味的要素が強い活動と公益的要素が強い活動を同列に扱っていることに対し、市民活動団体から指摘を受けております。4点目として、現制度は、市民からの選択届出数によって補助金額が決まるため、組織力がある規模が大きな団体が有利な制度となってしまっており、規模が小さくても公益的な活動を行っている団体には十分な補助金額が行きわたらない制度となっております。これらの課題に対し、考え方をまとめたものが次のページとなります。先程申し上げた課題に対し、それぞれ考え方を示しております。1点目と2点目の課題に対しましては、団体にとっても負担が大きい選択届出という仕組みを廃止することといたします。3点目と4点目の課題に対しましては、審査会による採点審査を行い、その得点に応じて補助金額を変動させる制度を検討いたしました。続きまして、26ページにお進みください。他市の制度状況につきましては、近隣市の多くが申請事業の内容を審査し、公益性が認められた事業だけ採択する制度としております。これらのことも踏まえた対応の方向性につきましては、27ページに示してありますのでお進みください。対応の方向性としましては、現制度の課題を解決し、他市の制度とも整合性を図った新たな制度を

作ることが理想ではありますが、他市のように公益事業だけ採択するとなると団体側への影響が懸念されることから、段階的に補助金制度を見直すこととします。そのことも踏まえた補助金制度改正案は28ページのとおりとなりますのでお進みください。28ページの右側に示すピラミッドの一番上だけを採択する制度が他市同様の制度となりますが、現制度と比較すると激的に制度が変わってしまいますので他市同様の制度とするのは令和8年度以降からを目指します。その上で、令和5年度から令和7年度までの制度をどうするかについては、左側のピラミッドをご覧ください。先ほどから申し上げているとおり緩やかな制度改正を目指すため令和5年度から令和7年度の間は激変緩和期間と位置づけ、現行制度と同様、要件を満たせば基本的には全事業を採択する予定となっております。そのうえで、課題であった趣味的活動も公益的活動も同列に扱っていることを解決するため事業内容について審査を行い、得点に応じてピラミッドのどこに分類されるか選別していきます。得点により選別した結果、ピラミッドの一番上に該当する事業から補助額が大きくなり、下に行くにつれて補助額も減少する制度を予定しております。なお、ピラミッド右側に上限額と補助率を記載しておりますが、あくまで予定であり変更する可能性があるため、ご承知おきください。以上が補助金制度改正案の説明となります。続きまして、どのように審査を行っていくかについて説明させていただきます。29ページにお進みください。審査委員につきましては、有識者、補助金額の決定に直接関与することのない市外の市民活動団体の代表者、市民委員、市職員としていきたいと考えております。審査方法につきましては、審査表を用い、1項目10点の合計10項目で100点満点で採点を行っていただく予定となっております。審査表の案につきましては次のページに載せておりますので、30ページにお進みください。審査表の一番左には審査項目を大きく分類したものを載せております。左から2番目には、実際に採点する項目を載せており、左から3番目は解説を載せております。そして一番右側に1項目10点満点の欄を設けております。それでは審査内容について具体的に説明させていただきます。まず審査する項目として公益性の審査を行います。公益性について点数をつける項目としましては、まず1点目として「市が優先的に取り組むべきものといえる」かになります。この項目は、市の予算には上限があることから、他の事業に予算を充てることよりも申請された事業が優先されるべきかを採点します。2点目として「市民目線で見ても優先的に公金を充てるべき事業であるといえる」かになります。この設問の趣旨としましては、市民活動はボランティアの性質も含むことから、市民目線で見ても公金を充てるべきかを改めて採点します。3点目として「社会情勢や市民・自治会等の地域のニーズを捉えている」かの審査になります。この設問の趣旨としましては、市民活動は社会貢献活動を前提にしておりますので、その活動が市民のニーズを適切に把握した上でそのニーズに合った事業となっているかを採点します。4点目として、「個人趣味的活動や共益的活動という疑義を生まない」かになります。ここで言う共益的活動とは、自治会等の共益的団体が自らの利益を得るような私益的な活動を行うことを差し、私益的な活動は低評価に、もし、自治会であっても公益的な活動を行う場合は疑義が生じないため評価が高くなるイメージとなります。この設問の趣旨としましては、先ほどから申し上げているとおり、趣味的活動と公益的活動を同列として扱われるのを避けるため、採点項目を設けております。5点目として、「市民の利益に繋がる事業である」かになります。この設問の趣旨としましては、冒頭で申し上げたとおり、市が市民活動を支援する理由として、地域の課題や社会的課題等を市民活動の力を活かして解決することで住みやすいまちを作っていくことが狙いです。このことを踏まえると市民活動団体が行う活動が市民にとってどれだけ利益になっているかが重要となってくるため、市民への波及効果を確認するため採点項目を設けております。なお、公益性の審査項目につきましては採点項目が被る部分があるかもしれませんが、様々な聞き方の設問を設けることでより公益性の審査を細かく行ってもらおうという狙いがありますので御理解いただくと幸いです。続きまして、自主・自立性の審査項目に移ります。ここで採点する項目は1点となりまして、「活動を

自ら進んで行っており、市からの補助金無しに自立して継続するための工夫（独自で資金を集めている等）をしている」かになります。この設問の趣旨としましては、冒頭で申し上げたとおり、市民活動は自主・自立を前提としておりますので、団体の直近の活動等を確認し、自主的かつ自立的に活動を行っているかを採点します。続きまして、実現性の審査項目に移ります。ここで採点する項目は2点となります。まず1点目として、「申請事業内容が民間企業や国を含めた行政等ではなく、市民活動団体が取り組んだ方が効果的な結果を生むものと言える」かになります。この設問趣旨としましては、冒頭6ページで説明した高齢者のゴミ出し支援の事例のように、市が行うよりも、市民活動団体が主体的に行うことにより、より一層の事業効果が発揮できるか等の採点を行います。2点目として、「事業が実行できる体制が整っていると言える」かになります。この設問の趣旨としましては、事業計画を遂行できる人員体制等が整っているかを採点します。続きまして、客観性の審査項目に移ります。ここで採点する項目は1点となりまして、「事業の成果目標や狙いが明確（具体的）である」かになります。この設問の趣旨としましては、解説に書いているとおり、できる限り市民に納得してもらええる事業とするため、直接的に結果が見える事業であるかを採点します。続きまして、創造性の審査項目に移ります。ここの設問も1点となりまして、「事業の課題設定や解決手段が今までにない新たなものであったり、アイデアに富んだ事業である」かになります。この設問の趣旨としましては、社会情勢等が常に変化する中で、地域課題や社会課題も変化しますので、市民活動もその変化に対応する創造性が必要となることからその部分を採点します。説明は以上となりますが、まずは審査項目の内容について、市の主観的な要素が多くなっていると思いますので、特に皆様の意見を伺いたいと考えております。事務局からは以上です。

#### 【会長】

はい。ありがとうございます。

今事務局から説明があった内容を踏まえ、最初の内容も併せて議論した方が理解が早いと思います、先程は議論の途中で区切らせていただきました。

今お話しいただいた後半の部分ですが、現状の仕組み、課題が24・25ページあたり。今度、それに対して市ご提案の28ページの新しい補助金制度改革案というのを、三段階で考えているという説明をいただきました。これをどうやって審査をするのかを審査表案ということで30ページになるかと思います。

それでは、ご意見等を伺いたいと思います。先程の議論を踏まえましてまずは市民委員の方のご意見を先に伺えたらいいかなと思います。それでは井上委員からお願いします。

#### 【井上委員】

審査の方法を変えることは、概ね良いと思いました。各団体からは事業計画や報告を提出してもらう形になるのでしょうか。

#### 【会長】

はい、ありがとうございます。事務局からの回答は3名分まとめてお答えいただければと思います。

はい。増田委員お願いします。

#### 【増田委員】

これは団体から申請したくてくるものなのかそれとも市民活動サポートセンターの方からこういうことをしてくださいって言われて、やりますって言ったその団体に対してこういうことができますかということに対する審査なのか、サポートセンターとの関係性はどうかということ

とがわからないです。あと、届け出書の住所とか、名前を間違えるとか。年月日間違いとか、それこそマイナンバーカード等を活用してみたらどうなのかなと思いました。

**【会長】**

はい、ありがとうございます。  
それでは、野見山委員お願いします。

**【野見山委員】**

はい。支援団体選択届出書で支援する団体の団体番号とかを何個か選択するところがあるんですが、いつそういうことが行われているのか。私たちは選択したことはありません。これがいつ行われているのかっていうことですね。また、この補助金は年間単位のものなのか月単位のものなのか、はたまた1回つきりなのかとかいうのもちょっとわからなかったです。あと、活動資金は団体を作って申請すれば、もらえてしまうものということであれば不正をする人たちが出てくるのではないかと、そういうことのイメージがわからなかったもので、背景を教えてくださいましたらと思います。

**【会長】**

はい、ありがとうございます。  
事務局からお答えをお願いします。

**【事務局】**

はい。まず井上委員からご指摘いただいた事務処理の仕方につきましては、井上委員がおっしゃったとおり、まず団体側から、事業計画を出していただき、それを審査員の方に審査していただきます。その上でその事業が終わった際には市の方にこういったことをやりましたという実績報告とそれに付随する領収書も提出いただき市が審査して、最終的にお金が払われるという流れになります。

次に増田委員からご指摘いただいた申請できる対象の団体がサポートセンターに限られるのかということにつきましては、サポートセンターの登録団体に限らず、サポートセンターに登録してない団体であっても、エントリーできる諸要件を満たせば、可能ということになります。マイナンバーカードの活用につきましては、合理的なことだとは思いますが市役所の運用を含めたシステムが追いつかない部分もありますので、現段階では難しいと考えており、お示しさせていただいた内容で実施していきたいというふうに考えているところです。

次に、野見山委員からご指摘いただいた、選択届出制度をやっていること自体を知らなかったということにつきましては、こちらの周知がうまく行き渡らなかったところはあるかもしれないのですが、イオンであったりとか、フルルガーデンであったりとかに届出用紙であったり、投票箱を置いておりました。また、広報紙でも、選択届出に関する特集号というものを毎年作らせていただいて周知に努めておりました。制度を10年以上続けておりましたが、そういった声は毎年聞いておりますので、改善していかなければならないと感じていたところでございます。野見山委員からの質問で、年間通してもらえるのか、月としてもらえるのかというご質問につきましては、あくまで、補助申請の事業期間というのは年度で考えるということになります。不正にお金をもらえる団体が出てくる可能性につきましては、これは先ほど申し上げましたけれども、こういったことをやりたいという申請内容に対し、実際にやった活動報告をさせて、それにかかったお金の領収書も提出してもらいますので、基本的に不正はないということで、市としては取り扱っていきます。

**【会長】**

はい、ありがとうございます。

さらに加えてご質問があるかと思いますが、限られた時間ですので、新井委員に事務局から説明のあった支援の仕組みについてご意見をいただければと思います。

**【新井委員】**

はい。補助金に関しましては、我々ボランティアセンターでも実施しております。先ほど、ボランティアを個人というふうに阿部さんがおっしゃってましたけれども、個人だけではなく、ボランティアにもグループがあります。例えば、障害の方に向けた手話をやるグループですとか、防災のグループですとか、そういうグループに対しては、活動費として、微々たるものですが我々の方でも出させてはいただいています。ただ、それだけでは活動ができないということで、我々ボランティアセンターには約60のボランティア団体があるのですけれども、その中の10団体ぐらいは、市民活動サポートセンターの方にも登録していて、この補助金を活用している団体もいらっしゃいます。なので、我々としても、ボランティアなり、市民活動団体が活動していく上では、やはり財源は必要だと思っていますので、住民の方の要望も聞きつつ、良い補助金のあり方ができればいいなと考えています。以上です。

**【会長】**

ありがとうございます。例えば、市の方でいろいろ検討されて、公益性っていうのは、一つのキーワードになると思うのですが、ボランティアグループはこの公益性っていうのを理解しているのでしょうか。

**【新井委員】**

はい。ご存知の方もいらっしゃると思うのですが、まずボランティアの定義というものがあって、ボランティアの定義というのは、まずは1に、自主性とか主体性、次に、社会性公益性、そして、三つ目に無償性、また継続性というものもあって四つの定義というふうに、言われているのですけれども、少なくともその自主性であったりとか、社会的公益性、かつ、利益を求めないというのは先ほどのこの資料の中にも出てきている部分では、全く同じ考え方ですので、我々ボランティアセンターが連携している方たちは公益性について理解していると思っています。

**【会長】**

補助金の審査基準について違和感はないという理解でよろしいですか。

**【新井委員】**

はい。

**【会長】**

ありがとうございます。では、市民活動団体から見て、補助金制度はどうでしょうか。桑波田委員お願いします。

**【桑波田委員】**

そうですね。市民団体から見たときに、現在の補助金制度の仕組みは2分の1の補助なので、2分の1は自分たちの団体からの持ち出しになるので、自分たちで財源も確保しながらやっていく必要があって、それが最終的に自立に繋がるものかと思います。そのような中で、社会福祉



協議会が行っている補助と市が行う補助の関係性はどうなるのか、どちらが主体でなさるのかなと思いましたが。あともう一つはこの審査基準の部分に関しては、必ずこちら辺は問われるとこなので、項目に関しては問題ないかと思うのですが、ただ審査委員の負担がとても大きいのかなと思いましたが。内容に関しては、これで確定ではないと思いますので、うまく詰めてもらえたらと思います。

**【会長】**

はい。ありがとうございます。  
事務局いかがでしょうか。

**【事務局】**

はい。  
社会福祉協議会が行う補助金は赤い羽根の募金等を活用してやっていて、市は市民の方の困りごとの解決に市民活動の力を当てていくようなことを狙いとして補助を行っているので、別々に運用することになります。この補助金については、コミュニティ推進課で所管していくことになります。審査委員の負担につきましては、おっしゃるとおり、人によって点数に差がでると思っております、職員で採点してみてもそのようになりました。審査は主観的な面に頼らなければならないことが想定されますので、例えば市民委員さんであれば本当に単純な市民の方が見た時に、市民活動って何かよくわからないけれども、活動自体はなんかいいなと思ったらそれは点数高くしていただいて、逆にNPOが点数をつける場合には、実際に活動してる目線で、いやこれはなんか体のいいこと言ってるけど、実際できないでしょこんなこと。というようなところを評価していただいて、結果的に様々な視点を入れた審査を行っていただきたいと考えております。話が少々ずれましたが、審査の負担が多いなっていうのは、感じているところなので、良い方法があればいいとは思っておりますが、現段階ではこのような形です。

**【会長】**

はい、ありがとうございました。やはり、書類だけだとわかりにくいところがあって、やっぱりお会いして、プレゼンを聞いて、質疑応答をやったりできれば、団体の考えもわかると思います。審査は様々な面で大変だと思います。  
ACOPAさんと県の方もいろいろな審査の経験があると思いますのでアドバイス等がありましたら、ぜひお願いします。では、坂本さんお願いします。

**【木川委員代理坂本様】**

はい。市民団体にとっては、こういう補助金制度があるということは大変励みになるかと思えます。先ほどお伺いしてますように、結構事務作業なんかも大変だというふうな事も理解できます。そこで、件数としましては、困るほどたくさん上がってくるものなのか、それとも使う団体を見つけていかなければならないのか、はたまた育てていけない段階だとすれば取り組み内容がさらに変わるのではないかというふうに思います。それからもう一つは審査表ですね。市のお金を使ってやるので当然厳しく審査すべきだと思うんですが、条件がいっぱいついてくると、手を挙げる団体が以外と少ないのではないかなというふうに思います。

**【会長】**

ありがとうございます。  
阿部さん。お願いします。

### 【轟委員代理阿部様】

気になるところとしては、やはり市民活動団体の自立をどう促していくのかというところですね。県としても頭を悩ましているところです。例えば私も鎌田会長と一緒に南房総市の同じような取組の採択の審査をさせていただいております。そこで工夫されているのは、スタートダッシュとして1回だけの補助であったり、3年間に限って、1年ごとの更新で比較的大きな事業も行える制度とされているということです。プレゼンテーションも行って、書面ではすごく良いと思っていたら、プレゼンを受けてみると、実は商売かな、というものがあつたりですとか、逆に書面ではこれどうなのかなと思うのが、説明を聞くと、実はこんな視点があつたんだみたいなことがわかったりして、非常によかったというのが感想でございます。そういうのも参考にされたらどうかと思っております。以上でございます。

### 【会長】

はい、ありがとうございます。

私も、先ほど説明があつた南房総市もそうですけど、習志野市とかは立ち上げ期から関わった部分がありまして、坂本さんがおっしゃるように、習志野市は市の補助金だから税金をきちんと使いましょねっていうスタンスが非常に厳しくてそうなると市民活動団体が申請してこなくなってしまう。善意で町を良くしたいって思いでやってくるのに、市から厳しい指摘を受けることで応募者数が減ってくるという状況にもなりました。市民活動は楽しいっていう雰囲気の中で活動して行ってそれが広がって他の人にも雰囲気が伝わっていくものかと思っております。なので、事務局側にはもうちょっとここが良くなるとさらに良くなりますよっていう、そういうスタンスでいてもらえると市民活動団体にとって良いのではないかと思います。厳しい側面と励ます側面を持って、今度は社会福祉協議会のボランティアセンターと一緒にやるわけですから、その特性を両方に生かしながら行ってほしいかなと思っております。

新井委員は現段階では組織上申しにくいところもあるかとは思いますが、ボランティアセンターでサポートセンターの内容について協議をしていくということについて、違和感はありませんでしょうか。組織としてというより個人的意見としてお願いします。

### 【新井委員】

はい。

先ほどからいろいろな委員さんのお話を伺っていて、正直、私もボランティアと市民活動の境目ってどこなのかということ、はっきりしたことは、やはり言えないと思っております。

昔は、ボランティアセンターは、先ほど阿部さんおっしゃっていただいたように、どちらかというところ、福祉の中でも狭義の意味の障害ですとか、子育て支援だとか、高齢者支援というのが、ボランティアセンターにいるグループでありましたけれども、最近では、環境問題のボランティアグループさんもおりますし、防災の関係の関わりもありますし、あとは、病院の中でも病院のボランティアグループがあつたりとさまざまな活動されていて、福祉の枠を超えたボランティア登録している方がたくさんいらっしゃるの、我々としては、本当に市民のために活動していただいている方であれば、どなたでも受け入れるという形になっております。今のところ我々がサポートセンターと、分ける一つの視点としては、NPO法人とか、一般社団法人とか、そういう団体は、今のところボランティアセンターの中では関わっておりませんが、そういう団体でいろいろ活動している団体さんもたくさんあると思うので、統合がどうなるかまだよくわかりませんが、統合されることで、我々としては、多くの市民の方に味方になってもらえるのかなという意味合いでは、この統合が進むのであれば、ありがたい話かなと思っております。

【会長】

ありがとうございました。

坂本さんは、我孫子市の社会福祉協議会のボランティアさんと市民活動団体をうまくつないで、地域で繋いでやっていくビジネスというか、プログラムをやってますが何かいいアドバイスがありましたら、ぜひお願いします。

【木川委員代理坂本様】

私達の団体では新しいプロジェクトをやるときなどの自分たちの活動の中で繋がりができているような気がします。

市から説明があった補助金の審査基準ですが、団体の構成員に高齢者が多いものですから中々厳しいものがあります。逆に言うと、若手の女性の人たちで構成される団体であれば少しの後押しで軌道に乗ることがありますので、ターゲットを絞った方が良いのではないかと思います。プッシュしていくことが大切かと思います。

【会長】

ありがとうございます。もう一つ、コミュニティビジネスってどんなことっていうのを、ちょっと教えていただいていた方がいいですか。

【木川委員代理坂本様】

ACOPAについては、自分たちで、多少なりともやっぱり収入を得ながらですね、自分たちの、あるいはスキルとか経験を生かして社会貢献、仲間を増やしていこうみたいなことで活動を始めたと聞いています。

現在、私どものそういう収益事業ということでやってるのは、一つはですね県の委託を受けまして指定管理の事業をやっているというのが一つ。もう一つはですね、福祉サービス第三者評価っていうのがありまして、これは高齢者施設とか、あるいは保育園が最近非常に増えているのですが、これは行政のお金を出してやってるんで、それがきちっとやってるかどうかということ第三者的に見て、そして応援するというようなことをやっておりまして、補助金ではなくて自分たちで収入を得るという事業なんです。また、別の事業としてインキュベーションオフィスというものがありまして事業をしたい人たちに入居してもらって、交流を図りながら、連携を深めていこうという事業になります。

ビジネスになると難しいところがあるので、やっぱり楽しみながら取り組むのが大事だと思います。

【会長】

先日県のコラボ大賞というものがありましたがけれども、様々な企業の社会貢献とか、市民団体が成長して行って少しビジネスの関係でやっていこうとか、今お話があった指定管理とか、公益施設を市民団体が法人を作って運営していくとか、様々な仕組みがあって、若い人向けのビジネスに展開していくところもあるんですね。そういういろんな段階がある中で、先ほどの資料のピラミッドみたいに線で引くのではなくて、グラデーションみたいなイメージでそういうところの仕組みとか研修とかも含めて、サポートセンターっていうところの機能としてあれば良いかなと思います。こういうところでこういう研修があるんだよとか、こういう団体さんがここにいるんだよというのをお互いに紹介し合う、そのきっかけを与えるのがサポートセンターかなと思います。社会福祉協議会のボランティアセンターの強みも生かしながら進めていただければと思います。今日の議論はそれに尽きると思います。

それでは最後に、これだけは言っておきたいというところありましたら、ぜひ、お願いします

す。野見山委員，お願いします。

**【野見山委員】**

今までこういったことに目を向けてなかったというか，こういう機会がない限り，なかなかこういう活動があって，市がこういうふうに関わっているとかがわからなかったので，今後こういうことにも目を向けていけたらいいかなと思います。

あとは我々が仕事をしながらこういう市民活動を両立してやっていくっていうのは，なかなか難しいことだなと思いましたし，公益性を求められる中で，どれぐらいのバランスでビジネスをやればいいのか，ある程度予算がないとできないものなのかなっていうふうにも思いました。そこでその活動をする中で自分の生活もあるわけですので，そういうバランスとかそういうのを考えると，なかなか難しいかなというのが思ってしまったというところです。

**【会長】**

はい。ありがとうございます。

桑波田委員お願いします。

**【桑波田委員】**

サポートセンターには歴史があると思いますので，そこを踏まえて統合していくときには，社会福祉協議会と市，そこを支えてきた市民活動団体等で話し合いが大事だと思います。統合について，切り離されると思う団体もいるかと思うので，話が詰まった段で共有していただきたいと思います。そうでないと，市民活動団体がついてこなくなってしまうかと思います。この協議会は今後どのような頻度で開催されるのでしょうか。

**【会長】**

事務局お願いします。

**【事務局】**

この協議会につきましては単発ということではなく，当面は続けさせていただきたいと考えております。

**【会長】**

それでは坂本さんお願いします。

**【木川委員代理坂本様】**

統合後のサポートセンターはコーディネーターの力量によって変わってくると思います。また，仲間をまとめていくのは男性よりも女性の方がうまくいくと経験を踏まえると言えるかと思います。市民活動団体を盛り上げていく方向で頑張りたいと思います。

**【会長】**

それでは新井委員お願いします。

**【新井委員】**

ボランティアセンターで長年勤務していて，市民活動団体は頻繁に活動されていると思いますし，仮に統合がうまく進んで，様々な団体が連携しあえば，さらに活動が活発化するのではないかと思いますし，ひいては，八千代市が住みやすいまちになるかと思います。

【会長】

それでは阿部さんお願いします。

【轟委員代理阿部様】

県では、直接県民の方の意見を聞く機会が少ないものですから、このような協議会の場は素晴らしい場所だと思います。我々が県民活動を推進する理由としましては、住民自治を進めることにありますので、県民活動が活発化すれば良いと考えております。1つ誤解があるかもしれませんが、非営利につきましては、お金を稼ぐことを否定しているのではなく、会社みたいに得た利益を分配せずに、次の活動に稼いだお金を充てていくことであれば問題ありません。今では無償ボランティアだけでなく、有償ボランティアも増えてきているかと思えます。働きながらボランティアをやる方も増えてきていて、ボランティアは欧米系から来ておりまして、自分のため、成長のためというニュアンスが強くなります。今は異業種交流も増えてきて知らぬ間に知り合いになれるという利点もあるのでそういう使い方をされている方もいらっしゃると思います。そういう意味では新しい風が色々入ってきている分野だと思いますので、今後活動が活発化することを期待しております。

【会長】

増田委員お願いします。

【増田委員】

ありがとうございました。勉強になりました。基本的にネットが中心なので自分が調べないと情報が入ってきませんが、今後は地域新聞等にも興味を向けていけたらと思っております。

【会長】

井上委員お願いします。

【井上委員】

本日はありがとうございました。

審査について、紙面だけではなく、5分でも10分でもプレゼンを聞く方が、熱意が伝わってくると思うので良いのではないかと思いました。プレゼンであれば、その場でアドバイスもできると思えますので、各団体としてもいい方向に持っていきやすいのではと思います。

また、サポートセンターとボランティアセンターを共同運営するという点については、非常に難しいのではないかなと考えています。どちらかがトップとなり、その上で分担していかないと、課題や問題が発生しやすいかと思えます。今の話を聞いてると、私の意見としては、ボランティアセンターが主導していった方が良いのではないかと思いました。

【会長】

はい。ありがとうございました。

今までのサポートセンターの実績もあるし、ボランティアセンターの実績もありますので、共同の中身が重要になってくると思います。言葉だけでごまかさないように、どういう仕組みの共存なのかっていうのを見える化しておいたほうが良いと私も思います。難しいかもしれませんが、ぜひ試みていただければいいかなと思います。

さて予定した時間ですが、まだ質問したいこと等があると思いますので後は事務局にお問い合わせいただいたり、次の機会もあると思うので、その時にまたいろいろと議論ができればいい

かなと思います。本日はどうもありがとうございました。事務局にお返しします。

**【事務局】**

本日は私どもでは考えつかない視点での様々なご指摘いただきましてありがとうございました。サポートセンターとボランティアセンターの統合及び補助金の見直しについては、皆様にご意見を参考に、調整を進めて参りたいと思います。本日はありがとうございました。